

支援制度を生かし、住宅と生活の再建へがんばりましょう

こんな支援制度の活用を 支援制度の紹介シリーズ 1

被災されたみなさんに心からお見舞い申し上げます。

被災者のみなさんから、住宅や生活の再建にむけて、どんな支援制度があるのか早く知りたいとの要望が寄せられています。

今回の中越沖地震に対して、まだ国や県、市を含めた支援内容が確定していない部分もあります。しかし泉田知事は、中越地震と同様の支援をしたいとしています。

そこで中越大震災での主な支援内容をご紹介します。
住宅や生活の再建にむけての参考にしてください。



～お気軽にご相談ください～

日本共産党被災者相談センター

柏崎市長峰町13-26 電話0257-20-0908

日本共産党上越地区委員会

上越市五智1-21-12 電話025-543-1890

上越市議 杉本敏宏 025-524-3787

上越市議 樋口良子 090-4375-0332

上越市議 橋爪法一 090-5392-1961

党上越市議団事務局長

上野公悦 090-7260-9407

住宅の応急修理に支援金

「大規模半壊または半壊した住宅」の応急修理を支援するもので、災害救助法にもとづく応急修理制度（国の制度）と県独自の応急修理支援制度の2つです。

被害区分	応急修理制度区分	限度額
大規模半壊	国の制度	50万円
	県の制度	100万円
	合計	150万円
半壊	国の制度	50万円
	県の制度	50万円
	合計	100万円

(注) 全壊であっても、その住宅に居住する場合は対象となる場合があります。
 県の制度は所得制限がありませんが、国の制度は所得制限等があります。
 応急仮設住宅（民間借り上げ住宅を含む）を利用すると使えません。
 制度の活用期間は震災から1ヶ月以内となっていますが、中越大震災ではかなり延長されました。

住宅と生活必需品にかかわる支援金

国の制度と県（市）の制度の二つあり、両方とも使えます。

国の被災者生活再建支援制度では・・・

(1) 全壊世帯に対して

単位：万円

世帯の年収、年齢など	世帯区分	合計	生活関係経費	居住関係経費
年収が500万円以下	2人以上	300	100	200
	1人	225	75	150
世帯主が45歳以上または要援護世帯で 年収が500万円超、700万円以下	2人以上	150	50	100
	1人	112.5	37.5	75
世帯主が60歳以上または要援護世帯で 年収が700万円超、800万円以下	2人以上	150	50	100
	1人	112.5	37.5	75

(2) 大規模半壊世帯に対して

単位：万円

世帯の年収、年齢など	世帯区分	合計	生活関係経費	居住関係経費
年収が500万円以下	2人以上	100		100
	1人	75		75
世帯主が45歳以上または要援護世帯で 年収が500万円超、700万円以下	2人以上	50		50
	1人	37.5		37.5
世帯主が60歳以上または要援護世帯で 年収が700万円超、800万円以下	2人以上	50		50
	1人	37.5		37.5

(注) 生活関係経費とは、電子レンジ、自動炊飯器、テレビなどの生活必需品の購入経費に当てることができる支援金です。

居住関係経費とは、住宅の解体・撤去及び整地や賃貸住宅（公営住宅を除く）の家賃などの経費に当てることができる支援金です。国の制度は住宅本体には使えないという問題があります。

県の被災者生活再建支援制度では・・・

○全壊、大規模半壊、半壊の世帯が対象

単位：万円

世帯の年収、年齢など	世帯区分	全壊	大規模半壊	半壊
年収が500万円以下	2人以上	100	100	50
	1人	75	75	37.5
世帯主が45歳以上または要援護世帯で 年収が500万円超、700万円以下	2人以上	50	50	50
	1人	37.5	37.5	37.5
世帯主が60歳以上または要援護世帯で 年収が700万円超、800万円以下	2人以上	50	50	50
	1人	37.5	37.5	37.5
上記以外の場合	2人以上	100	50	50
	1人	75	37.5	37.5

宅地地盤の復旧への支援制度

復旧工事費	補助率	補助限度額
400万円まで	2分の1	200万円
400万円超分	3分の1	限度なし

補助対象工事は、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置、地質調査、その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの。

(注) 中越大震災では県復興基金の事業として実施。今回は復興基金の立ち上げを国に申請中。国が認めた場合に、この支援制度ができる見込みです。

補助対象者は、「住宅金融公庫等の融資を受けることが困難な者」です。

銀行へ行ったが「融資を断られた」など、自己申告することになっています。

国の被災者生活再建支援制度の居住関係経費の上限200万円と併用して使えます。

各種資金の貸付・融資の制度

被災者住宅融資制度

一定以上の被害を受けた被災者が住宅を建て直したり、修理しようとする際に、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）から融資を受けることができます。詳しくは住宅金融支援機構か機構の委託を受けた金融機関。

国から復興基金の立ち上げが認められた場合、基金事業で利子補給する制度がつけられる見込みです。

災害援護資金の貸付制度

ご利用できる金額は150万円～350万円以内（世帯主の負傷の有無や家財等の損害程度により、貸付限度額が異なります。所得条件もあります）

返済条件は、3年据置後、7年以内で償還（特別な事情がある場合は5年据置後、5年以内で償還）。年利3%（ただし据え置き期間中は無利子）

お問い合わせは、市町村災害対策本部又は県庁危機管理防災課（025-280-5716）。

その他の貸付制度もあります。市役所窓口でご相談ください。

税の減免、納税猶予、医療費一部負担金の減免など、いろいろな支援制度があります。市役所の窓口等でご相談ください。

支援内容は被害程度によって決まります

住家の被害認定の基準は、おおむね次のようなものです。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 全壊 | 住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 |
| 大規模半壊 | 住家の損害割合が40%以上、50%未満のもの。 |
| 半壊 | 住家の損害割合が20%以上、40%未満のもの。 |
| 一部損壊 | 住家の損害割合が1%以上、20%未満のもの。 |

具体的には、屋根、外壁、基礎、内壁、床、柱、建具などをチェックし、それぞれの被害程度を数字で表し積算して判定します。

被害認定を受ける前に、片付け、補修などを行うときは、あらかじめ写真をとっておいてください。

被害認定に納得できない場合、再度調査してもらうことができます。市役所の窓口でご相談ください。

ご意見やご要望がありましたら、被災者相談センター・党上越地区委員会または日本共産党議員団にお気軽にご相談ください（電話番号は一面に）。